

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	37 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までのうちの10か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで(このうち、39年4月から40年3月までの間で納付済みとなっている2か月を除く)

昭和36年に国民年金制度が発足したことは知っていた。毎月、女性の集金人が自宅に来て月額200円の保険料を納付した後、台紙に領収書を貼っていた。引っ越しをしたため領収書を捨ててしまい証拠となるものは無いが、一生懸命働いて納めた保険料なので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月1日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同一日となっていることから、このころに申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時点を基準とすると、申立期間のうち昭和39年度分は過年度納付が可能であった。申立人は40年度の保険料を過年度納付していることから、当時、納付可能な期間の保険料納付に努めていたことがうかがわれ、納付可能な39年度のうち2か月分(納付月は不明)のみが納付され、残る10か月分が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和36年4月から39年3月までの保険料は申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、時効により納付できない。

また、申立人は申立期間において保険料は集金人に毎月納付し、領収書を交付されたと主張しているが、A市の集金人制度は昭和37年11月の開始であり、

保険料収納方法は3か月に一度の印紙検認方式であったことから申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までのうちの10か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年4月に厚生年金保険資格の喪失に伴い、国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料は納付したはずであるので、同期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人は昭和46年4月の厚生年金保険資格の喪失後、47年1月4日に国民年金被保険者資格を再取得したとされていることから、申立期間のうち46年4月から同年12月までは未加入期間とされていたことになり、国民年金保険料を納付することはできなかった。

一方、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録によれば、昭和47年度分の保険料については、納付期限直前の昭和48年4月20日になって一括して現年度納付されていることから、このころ、申立人は46年4月の厚生年金保険資格喪失に伴う国民年金被保険者資格取得手続を行ったことが推定され、48年4月の時点では、申立期間のうち47年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人の保険料が未納とされているのは、国民年金加入期間のうち昭和47年1月から同年3月までの3か月のみであり、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるほか、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻が申立期間の保険料納付時の記憶として、初めに納付書（当時、納付書による納付は過年度保険料のみ）が来て、いくらか銀行で納付したともしており、同年1月から同年3月までについて未納のままとしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年4月に夫の厚生年金保険資格の喪失に伴い、国民年金被保険者資格取得手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は納付したはずであるので、同期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人は、申立人の夫の昭和46年4月の厚生年金保険資格の喪失後、47年1月4日に国民年金被保険者資格を再取得したとされていることから、申立期間のうち46年4月から同年12月までは未加入期間とされていたことになり、国民年金保険料を納付することはできなかった。

一方、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録によれば、昭和47年度分の保険料については、納付期限直前の昭和48年4月20日になって一括して現年度納付されていることから、このころ、申立人は、申立人の夫の46年4月の厚生年金保険資格喪失に伴う国民年金被保険者資格取得手続きを行ったことが推定され、48年4月の時点では、申立期間のうち47年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人は昭和41年6月ごろ国民年金被保険者資格取得手続きを行ったことが推定でき、同時点で現年度保険料として納付可能であった同年4月から保険料の納付を開始してからは、国民年金加入期間のうち47年1月から同年3月までの3か月を除き保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるほか、申立人は申立期間の保険料納付時の記憶として、初めに納付書（当時、納付書での納付は過年度保険料のみ）が来て、いくらか銀行

で納付したともしており、同年1月から同年3月までについて未納のままとしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年12月まで

私は、65歳の年金請求時に社会保険事務所に出向いた時、未納期間があることの説明を受けた。領収書が無ければ納付にはできないと言われた。申立期間当時、夫が再就職しA市B区に転居したばかりであったが、同区の職員がしつこく国民年金の勧奨に来たので、将来に備えて加入手続をし、保険料を集金人が来る都度支払ってきた。その金額は1か月500円から1,000円ぐらいだったと思う。領収書や家計簿等の納付を証明する資料は全く無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年5月に夫婦連番で払い出されているが、その直後に申立人の夫は厚生年金保険被保険者の資格を取得している。このため、申立人は申立期間において国民年金の加入は任意であったが、引き続き国民年金に加入しており、国民年金に対する関心は高かったものとみられる。

また、申立期間のうち昭和48年6月から49年6月までについては、申立人は、申立期間当時の保険料月額を500円から1,000円ぐらいとしており、当時の保険料月額（550円から900円）とほぼ一致する。

さらに、申立人は申立期間の保険料を集金人に納付したとしており、当時のA市の保険料収納方法が国民年金推進員（いわゆる集金人）による収納であったことと一致する上、当時、申立人の夫はC社事務所の住み込みの管理人であり、申立人も同居していたことから、夫婦の双方が国民年金推進員来訪時に不在であったとは考え難く、国民年金推進員来訪の都度、保険料を納付したと考

えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和49年7月から同年12月までについては、申立人は同年7月に申立人の夫がC社を退職したことにより同じB区内で転居している。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳からその住所変更手続は昭和50年1月10日に行われていることが確認でき、転居後住所変更手続が行われるまでの49年7月から同年12月までの期間については、国民年金推進員が申立人宅を訪れることは困難であり、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い上、申立人には50年1月以降に当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。

加えて、申立人がこの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されることをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月から49年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から53年1月まで
② 昭和58年10月から同年12月まで

申立期間①については、私は学生で20歳の時、A区役所B出張所で国民年金に任意加入して切手のようなものを台紙に貼^はって保険料を2か月に一度ぐらい納めていた。納付金額は、はっきり覚えていないが、月額1,000円前後だったと思う。

申立期間②については、昭和53年3月にC区に転居後、口座振替で払っていた。昭和57年に現夫の転勤でD市に転居したが、住民票は異動せず、また振替口座も変更しないでそのままにしていた。申立期間前後はきちんと納付しており、この期間が未納となっていることは納得できない。

納付を証明するものは無いが、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月に任意加入として払い出されており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。任意加入は制度上、さかのぼって資格を取得することはできず、申立人は申立期間においては国民年金未加入であり、保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は申立期間①の納付方法について、切手のようなものを台紙に貼^はって納付していたと主張しているが、A区では昭和45年4月から納付書方式による収納を行っていた。

さらに、申立人は申立期間①当初の保険料を月額1,000円程度としているが、

当時の保険料は月額 550 円であり、いずれも申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人は昭和 53 年 3 月に C 区へ転居後、口座振替により保険料を納付していたとしており、同区における申立人の国民年金保険料の口座振替の手続等の記録は確認できないものの、申立期間前までは納付済みとされている。

その上、C 区では国民年金保険料の口座振替は納付月の翌月 15 日振替であったとしており、申立人が所持する国民年金手帳等により、申立人は昭和 59 年 1 月 17 日に D 市に転入したことが確認できることから、申立人は申立期間の保険料の口座振替日である同年 1 月 15 日には C 区において被保険者であったものと推認され、申立期間の保険料を口座振替により納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年6月まで

申立期間については、私が、3か月に1度ぐらい町内会の組長が集金に来る都度、夫の分と共に一人100円から200円程度を納付していた。夫が納付済みとなっているのに、私が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、町内会の組長が3か月に1度ぐらい集金に来ていたとしているが、申立人が申立期間中に居住していたA市では、申立期間当時、町内会による集金人制度を採っていたとしており、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、申立期間中に納付していた保険料額は一人100円から200円程度であったとしており、当時の保険料額（100円）とほぼ一致する。

さらに、申立人は国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、昭和63年から約10年の期間にわたって保険料を前納している等、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人は、申立人の夫の国民年金加入手続及び保険料の納付は、すべて申立人が行ったとしており、申立期間のうち昭和38年4月から39年6月までの期間について、申立人の夫の納付記録を見ると、昭和38年度及び39年度分の保険料はすべて現年度納付されていることから、申立人はこの期間については、申立人の夫と共に納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち昭和37年10月から38年3月までの期間については、申立人の夫の国民年金手帳記号番号払出しが同年10月であることから、申立

人の主張のように集金人に夫婦二人分の保険料を納付することはできず、社会保険庁の記録においても、この期間は申立人及び申立人の夫共に未納となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、自宅に訪問していたA市B区役所の集金人に納付したか、又は、夫が、送付された納付書で同区役所や金融機関で納付してくれたはずなので、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人及びその夫は、昭和41年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、共に申立期間を除き40年4月から60歳到達月の前月までの保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁が保管する申立人及びその夫の被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる限り、夫婦は、申立期間を除く昭和47年度から58年度までの国民年金保険料をすべて現年度納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の被保険者台帳の昭和53年度の欄には、過年度納付書を送付したとの記載がある。これは、申立人あるいは死亡したその夫の依頼により送付されたものと考えられ、申立人は、納付書が送付されれば、その夫が必ず納付したはずであるとしている。申立人及びその夫は、ほかにも過年度納付を行ったことが、申立人の所持する領収書（40年度から42年度までの過年度保険料の領収書）から確認でき、申立期間の保険料の過年度納付書が送付されたにもかかわらず、申立人の夫がこれを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年6月まで

平成5年12月に勤務先を退職した後、すぐにA村役場に行き、私自身の国民年金加入手続と、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った。保険料も、夫婦共に納付しているはずだと思う。退職前に国民年金や健康保険の説明を受け、私が夫婦の手続を行ったので、申立期間について、妻の種別変更はされている上、保険料も納付済みであるのに、私は未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は平成6年1月21日に処理されたことが記録されている。このことから、申立人の妻の種別変更手続は6年1月ごろに行われたものと推認でき、5年12月末日に退職した後に、申立人の加入手続と併せてその妻の種別変更手続を行ったとする申立人の説明と合致する。

また、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は現年度納付されている。

以上のことから、申立人が、その妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続のみを行って保険料を納付し、申立人自身の国民年金加入手続を行わず、保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は口座振替により納付していたと記憶している。この点について、A村では、申立期間当時、保険料を口座振替により納付することが可能であったとしている上、社会保険庁のオンラインシステム記録により、申立人の妻の申立期間の保険料は口座振替により納付されたものであることが推認でき、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和36年の制度発足当時から国民年金に加入し保険料を納付していたことは間違いないと思う。毎月若しくは納付期限の3か月ごとに集金人に納付していた。金額は100円単位だったと記憶している。私たち夫婦はすべての公租公課における納付や手続を同時に行ってきたが、40年1月から42年3月までは、夫の記録は納付済みとなっているのに私の記録は未納となっていることは特に納得できないので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ってくれたとする申立人の父親が死亡しているため、加入手続の時期について確認することはできない。

また、申立人は、昭和36年4月から国民年金に加入し、A市B区で集金人に保険料を納付していたと説明しているが、同市において集金人制度が創設されたのは37年10月であり、申立人の説明と矛盾する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で昭和42年3月にA市C区で払い出されており、申立人が申立期間当時に居住していたとする同市B区、同市D区又はE市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年3月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

一方、申立人及びその夫の国民年金加入手続が行われたと推認される時点で

は、申立期間のうち昭和40年1月から42年3月までの保険料を納付することが可能であり、申立人の夫の記録では、この期間の保険料は納付済みとされている。

しかし、申立人は、自分が夫婦二人の国民年金保険料を納付してきたと説明している。このことは、申立人及びその夫の被保険者台帳で保険料の納付状況が確認できる昭和47年度から58年度までの間、夫婦共に過年度納付が1回のみで、しかもその対象期間及び納付時期が夫婦で同一であることから、申立人の説明のとおりと認められ、加入手続以前の期間の過年度保険料を申立人の夫のみが納付し、申立人が納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間後、60歳到達月の前月までの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月及び同年10月
② 昭和44年2月から同年4月まで

時期は不明だが、自宅に集金人が来て、「国民年金保険料が未納となっているので、年金が支給されないことがある。」と言われ、その集金人から提示された金額全額を現金で納付した。その時は領収書もくれなかったが、申立期間の保険料も納付したはずなので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人は、昭和44年5月から48年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付により納付したことが記載されており、申立人が記憶する保険料の納付はこの際のものであったと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は第2回特例納付の実施期間の最終月である昭和50年12月に払い出されていることから、申立人は、同年12月に加入手続を行い、同月中に上記の特例納付を行ったものと考えられる。

さらに、被保険者台帳及び申立人の年金手帳では共に、申立人の国民年金資格取得日は昭和44年3月1日と記載されており、申立人が、加入手続の際、同年3月にさかのぼって資格取得したにもかかわらず、特例納付は同年5月以降の保険料からとし、同年3月及び同年4月の保険料のみ未納とする必要性は無く、不自然である。

加えて、被保険者台帳の月別納付記録の欄では、昭和47年度の保険料は特例納付と記録されている一方で、備考欄では特例納付期間は昭和44年5月から47年3月までと記録されており、特例納付期間の終期の記録が相違してい

るほか、特例納付保険料の納付日及び納付金額が記載されていないなど、行政において、申立人の特例納付の記録が適正に管理されていない状況が見受けられる。

一方、上記のとおり、特例納付が行われたと推認される昭和50年12月の時点で、申立人の国民年金資格取得時期は44年3月とされていたことから、それ以前の期間である申立期間①、及び申立期間②のうち同年2月は無資格期間であり、特例納付により当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間①、及び申立期間②のうち昭和44年2月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は高校卒業後、A区のある師匠の内弟子として住み込みで修業していた。国民年金については20歳を迎えた昭和42年9月ごろにA区役所で加入手続きをし、保険料の納付は毎月3,000円の実家からの仕送りとし、師匠から支給されていた月1,000円から1,500円程度の手当を合わせた中から、毎月同区役所へ出向くか集金人に納付していた。住み込みについての費用は一切かからず、保険料を納付することも可能だった。このため、保険料額等の詳細についての記憶は無いものの、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は昭和47年3月の婚姻後も任意加入し、平成19年の60歳到達時まで申立期間以外に未納は無いことから、申立人の保険料納付意欲は高かったと推認される。

また、A区に当時の国民年金保険料収納制度について照会したところ、i) 同区では昭和37年4月から45年3月までの期間、国民年金推進員(集金人)制度を採用していたが、期間経過後も、経過措置として推進員制度がなされていたと思われる、ii) 当時、区役所窓口での納付も可能であったとの回答であることから、申立人の主張には一応の合理性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、住み込みの費用は一切かからず、両親からの仕送りとし、師匠から支給される手当とを合わせて月額4,000円から4,500円の収入があったと説明していることから、申立期間当時の月額保険料である450円を納付することは可能であったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年3月まで

私は申立期間当時、小売業を自営しており、妻と共に国民年金に加入し町内会で保険料を納付していた。夫婦二人分の保険料を併せて納付していたはずであるにもかかわらず、妻だけが納付済みとなっており、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和39年11月13日に夫婦連番で払い出され、資格取得日を共に36年4月1日として強制加入している。

申立人及びその妻が所持する昭和41年4月1日発行の国民年金手帳を見ると、昭和41年度から45年度までの保険料納付について夫婦同日に検認を受けていることが確認できることから、夫婦共に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を併せて納付していたとする申立人の主張には合理性があると認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は過年度納付することが可能である上、申立人の妻は申立期間について納付済みとなっており、申立人及びその妻は、前述したとおり、国民年金加入後は夫婦二人分の保険料を併せて納付していたと推認されることから、申立人は申立期間について納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人には、申立期間直後の昭和39年度以降について未納期間は無い上、申立期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められことから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月

私は婚姻後の平成6年12月11日にA区からB市へ転居した。私は婚姻前の同年11月16日に会社を退職したため、厚生年金保険被保険者の夫の被扶養者（国民年金第3号被保険者）となるまでの間、国民年金第1号被保険者として加入するため転居後間も無くB市役所でその手続を行った。後日、同市役所から納付書が届いたので、改めて7年1月ごろにその納付書を持って同市役所へ行き保険料を納付した。私には未納による督促を受けた記憶は無い。この時の領収書は、17年11月に現住所へ転居する際に廃棄してしまったが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は厚生年金保険からの切替手続及び国民年金の種別変更手続を適切に行っており、申立人の国民年金加入期間において申立期間を除いて未納は無い。

また、申立人の制度共通の年金手帳（以下「年金手帳」という。）を見ると、最初の資格取得日が平成4年8月1日となっておりA区の処理庁印が押印されている。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間前の平成4年8月から5年3月までの保険料を納付している。これらのことから、払出日は不明であるものの、申立期間時点において申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できる。

加えて、申立人の年金手帳を見ると、その後の資格喪失日が平成5年4月16日、次の資格取得日が6年11月16日、その次の資格喪失日が同年12月27日、第3号被保険者の資格取得日が同日となっており、いずれにもB市の処理

庁印が押印されていることから、申立人はこれらの手続を行ったことが確認でき、申立期間について保険料を納付することは可能であったと認められ、申立人が申立期間のみについて保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月から35年3月までは1万円、同年4月から36年3月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から36年4月1日まで

昭和34年7月、A社B支社に指導員候補として採用され、主な仕事はセールスマンの指導役、教育係だった。給与明細書等の書類は残っていないが、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保有する申立人に係る人事記録により、申立人が、同社に昭和34年7月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人は、入社から1年9か月後の昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、申立人と同職種の同僚3人は、入社と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、申立人とほぼ同時期に入社した同僚についても、入社と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚の社会保険事務所の記録から、昭和34年7月から35年3月までは1万円、同年4月から36年3月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和36年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、53年10月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年1月25日まで
② 昭和41年7月29日から42年3月16日まで
③ 昭和42年11月16日から43年7月16日まで
④ 昭和44年12月21日から45年7月21日まで
⑤ 昭和53年10月31日から54年9月1日まで
⑥ 平成16年9月1日から同年10月1日まで
⑦ 平成17年1月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に、二度にわたり年金記録照会申出書を提出し、回答を頂いたが、申立期間すべてについて厚生年金保険の加入期間が不足しているため、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、雇用保険の記録及びA社からの回答により、申立人は、同社に昭和53年10月31日まで勤務し、同年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間⑤のうち、昭和53年11月1日から54年9月1日までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、雇用保険の記録も、離職日が53年10月31日となっているほか、申立人は、同年11月分から国民年金保険料を納付し、同年11月3日に国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該

期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和53年10月の標準報酬月額については、同年9月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和53年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、申立人は、B社において昭和40年7月16日に厚生年金保険被保険者の資格取得後、同年10月1日に資格を喪失し、同年10月11日に同社の健康保険証を社会保険事務所に返還していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が、申立期間にC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は平成14年1月31日に全喪、16年11月10日に破産宣告しており、当時の事業主及び事務担当者の証言が得られないため、申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実が確認できない。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人は、申立期間を通じて国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、社会保険事務所の記録では、申立人は、D社において昭和42年3月27日に厚生年金保険の資格取得後、同年11月16日に資格喪失しているところ、申立人は、「その後の申立期間についても、引き続きD社のE支店に常勤で勤務していた。」と主張しているが、同期間については、F社又はG社での厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同時期にD社においても厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

申立期間④について、H社は、昭和50年1月1日に全喪、同年1月24日にI社に合併された後、解散している上、当時の事業主及び事務担当者は連絡先

不明により証言が得られないため、申立人が、同社に在籍し、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実が確認できない。

また、社会保険事務所が保管するH社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人は、申立期間を通じて国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑥について、申立人は、J社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により平成16年9月1日に資格喪失していることが確認できる上、同様に、同資格取得確認及び標準報酬決定通知書により同年10月1日に再度資格取得していることが確認できることから、同社の事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

申立期間⑦について、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間にJ社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、J社が保管している給与明細書により、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を通じて国民健康保険に加入している記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月21日に、資格喪失日に係る記録を同年10月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年ごろから45年ごろまで
(A社B支店)
② 昭和45年ごろから59年ごろまで
(C社、D社及びE社)
③ 昭和60年4月ごろから同年10月ごろまで
(F社及びG社)
④ 昭和61年ごろから63年ごろまで
(H社)
⑤ 昭和62年10月から平成元年6月まで
(I店)
⑥ 平成3年9月から15年7月まで
(J店及びK社)

申立期間①のうち1、2年ぐらい、A社B支店で勤め、セールスマンをしていた。申立期間②は、C社、D社及びE社に勤め、工場や現場で働いた。申立期間③は、F社及びG社で運転手をしていた。申立期間④は、H社に勤務していた。平成6年に社会保険の適用事業所になったとのことだが、当時も厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間⑤は、I店で、申立期間⑥は、J店及びK社で働き、いずれも店員であった。いずれの事業所でも厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、G社から提出を受けた源泉徴収簿、現金出納簿等によれば、申立人が昭和60年7月12日から同年10月5日まで同社に継続して勤務し、このうち同年9月21日から同年10月5日までの勤務に対する同年10月26日支払分給与から、同年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、上記源泉徴収簿等によれば、昭和60年7月27日支払分給与（支給対象期間は同年6月21日から同年7月20日まで。）からは社会保険料は控除されておらず、同年8月27日支給分給与（支給対象期間は同年7月21日から同年8月20日まで。）及び同年9月27日支払分給与（支給対象期間は同年8月21日から9月20日まで。）については、厚生年金保険料が一旦控除されたものの、同年9月30日に申立人に返金されたことが確認できる上、申立人に保険料を返金したことについて、同社は、「当社規定により、採用と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いであったが、申立人は、強い加入希望があったため、厚生年金保険料を給与から控除した。しかし、申立人から提出を受けた書類に不備があり、加入手続が遅れたため、控除した厚生年金保険料を還付したものである。」と回答していることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③のうち同年7月12日の入社から同年9月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和60年9月の標準報酬月額については、源泉徴収簿の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は特段の根拠を示すことなく納付したとしているが、申立期間に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番も申立人の名前も見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年9月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社によれば、現存する同社B支店は、平成7年に新設された事業所であるため、当時の申立事業所とは異なっている。同社によれば、「B支店については、住所記録が散逸したまま移転や統廃合を繰り返していたため、申立期間当時の資料は現存せず、当時B支店が存在したか確認できない。歩合制のセールスマンについては、社会保険に加入させておらず、昭和50年以前は在籍記録も残っていない上、保管している従業員名簿台帳（38年

代から40年代前半ごろまで)及び厚生年金基金(42年3月設立)の記録には申立人の名前は見当たらない。」との回答である。

また、社会保険事務所の記録によれば、昭和36年10月1日から37年6月1日までの期間及び45年11月1日から48年2月1日までの期間について、A社B支社名で厚生年金保険の適用事業所の手続が行われているものの、社会保険事務所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同社の他の支店等に係る社会保険庁の被保険者名簿等を確認しても、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立ての同僚二人は、姓しか記憶が無く、当該同僚の特定ができない。

加えて、月給は30万円ぐらいから多いときには100万円ぐらいで、厚生年金保険料を5万円ぐらい控除されていたと申立人は主張しているが、昭和45年当時の標準報酬月額の高等級は28級10万円で、厚生年金保険料は3,100円であり、申立人の主張と齟齬している。

申立期間②のうちC社について、同社は昭和48年9月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち45年ごろから48年9月9日までには厚生年金保険の適用事業所でない上、社会保険事務所における健康保険厚生年金保険被保険者原票等によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月10日から、次の申立期間③の60年4月までの期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、C社によれば、同社には申立期間当時の資料は保存されておらず、長年事務を担当していた元職員(厚生年金保険加入期間は昭和48年11月10日から平成3年1月21日まで。)も申立人を記憶していないため、申立人の在籍記録、厚生年金保険の加入状況等が確認できない。

さらに、申立人が記憶している先輩は、C社の被保険者記録が確認できず、同姓で下の名前が類似した者は被保険者記録が確認できるものの、同人は既に死亡しており、周辺事情を調査することができない。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年9月10日から63年2月21日まで被保険者記録が確認できる同僚二人は、申立人について、「勤務していなかった。」、「覚えていない。」と証言している。

申立期間②のうちD社について、昭和52年6月1日から53年9月30日までの期間について、同社の雇用保険の加入記録があり、同社も申立人が勤務していたことを認めているものの、同社は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていない。

また、D社では、申立人は臨時雇いのアルバイトであり、正職員ではなかったと証言している。

さらに、申立人は、同僚一人の姓しか記憶が無く、当該同僚の特定をするこ

とはできない。

加えて、申立人は昭和 51 年 4 月 26 日から 54 年 2 月 22 日まで国民年金に加入し、この間の国民年金保険料を納付している。

申立期間②のうち E 社について、社会保険事務所における健康保険厚生年金保険被保険者原票等によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 10 月 1 日から、次の申立期間③の 60 年 4 月までの期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、E 社によれば、「当時の資料が無く、申立人が在籍していたかどうか不明であるが、会社の方針により、入社から 3 か月間を見習期間とし、それ以降は全員、社会保険に加入させることにしている。社員の誰も申立人を記憶しておらず、社会保険庁の記録も無いということであれば、仮に在籍していたとしてもごく短期間の在籍であったと考えられる。」としている。

さらに、申立人は同僚等については、関連企業の契約社員一人の姓しか記憶が無く、同人の特定をすることはできない。

加えて、申立期間前後に E 社で厚生年金保険加入記録のある同僚二人は、いずれも申立人を覚えておらず、このうち一人は、「自分は入社してすぐに厚生年金保険に加入したが、社長がワンマンであるため、厚生年金保険の加入時期はまちまちであった。」と証言している。

申立期間③のうち F 社について、同社から提出を受けた源泉徴収簿等によれば、申立人が昭和 60 年 4 月ごろから同年 6 月 27 日まで勤務していたことは確認できるものの、控除されている社会保険料控除額は 500 円から 1,500 円程度であり、給与支給総額が 9 万円から 26 万円程度であることから、厚生年金保険料額を含むものとしては著しく少額であり、雇用保険料のみが控除されていたものと考えられる上、この源泉徴収簿には「パート」とメモ書きされており、同社も「申立人はパート扱いであり、社会保険には加入していなかった。」としている。

また、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が記憶している同僚には連絡がつかず、申立期間に F 社で厚生年金保険加入記録のある二人に照会したところ、一人は「申立人は見習であった。」、他の一人は「申立人はいなかったような気がする。」としている。

申立期間④について、H 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 6 年 2 月 21 日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

また、H 社に留守番電話及び文書照会しても回答は無く、調査への協力が得られないため、申立人の在籍記録等が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間④のうち、昭和 60 年 11 月 5 日から 62 年 10 月 3 日までは別の事業所で厚生年金保険に加入しており、また、同年 10 月 3

日から平成元年6月26日まで国民年金に加入しており、そのうち昭和63年7月から平成元年3月までは保険料が法定免除されている。

加えて、H社が厚生年金保険の適用事業所となった平成6年2月21日に資格取得した同僚4人のうち、厚生年金保険手帳記号番号が基礎年金番号に統合されている3人は、H社が厚生年金保険の適用事業所となるまで、国民年金に加入して国民年金保険料を納付(一部未納)し、または申請免除をされている。このうち一人は、申立人については覚えておらず、「昭和57、58年ごろに入社し、会社が厚生年金保険の適用事業所となるまで、自分で国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と証言している。

申立期間⑤について、I店、同店経営会社のL社、L社が平成5年10月1日に合併したM社は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、I店は既に無く、L社は平成13年11月に破産しており、元役員の現在の連絡先も不明である。

また、申立人は昭和62年10月3日から平成元年6月26日まで国民年金に加入し、そのうち昭和63年7月から平成元年3月まで保険料を法定免除されている。

さらに、申立人は同僚については記憶しておらず、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑥のうちJ店について、同店を経営するN社は平成4年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち3年9月から4年9月30日までは厚生年金保険の適用事業所でない上、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった4年10月1日以降に申立人の名前は無く、縁起が悪いため、当初から欠番にしたと思われる〇番以外に健康保険整理番号の欠番は無い。

また、N社によれば、同社には申立期間当時の資料が保存されておらず、申立人の在籍記録、厚生年金保険の加入状況等が確認できない。

さらに、申立人は、平成3年9月1日から15年7月1日まで国民年金に加入しており、そのうち6年3月から15年6月までは国民年金保険料が法定免除されている上、3年9月1日から6年5月20日までは国民健康保険に加入している。

加えて、申立人は同僚について記憶しておらず、N社が厚生年金保険の適用事業所となった平成4年10月1日以降の申立期間に厚生年金保険加入記録のある同僚二人は、いずれも、自分はJ店で勤務していたが、申立人について記憶が無いとしている。

申立期間⑥のうちK社について、所轄の警察署及び事業者組合に照会し、申立期間当時の電話帳も確認したが、申立人が記憶している市内に同名または名称の類似した事業所は見当たらず、申立事業所は確認できない。

また、K社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

さらに、申立人は、平成3年9月1日から15年7月1日まで国民年金に加入しており、そのうち6年3月から15年6月までは国民年金保険料が法定免除されている上、3年9月1日から6年5月20日までは国民健康保険に加入している。

加えて、申立人は同僚については記憶しておらず、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立期間①、②、④、⑤及び⑥について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、D社を除く申立事業所のすべてについて、雇用保険の加入記録が確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、④、⑤及び⑥の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を26年8月1日に、同社C出張所における資格取得日に係る記録を27年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、26年8月から27年3月までは7,000円、27年6月から同年8月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月1日から24年4月1日まで
② 昭和26年8月1日から27年4月1日まで
③ 昭和27年6月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和22年9月から平成2年1月まで、同一の事業所に勤務しており、異動はしたが、休職や転職はしていないので、加入記録が無いとの回答には納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、A社の人事記録、雇用保険の記録等から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年8月1日にD支店からB出張所に異動、27年6月30日に同出張所からC出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和26年8月から27年3月までは7,000円、27年6月から8月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、A社の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が同社D支店に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、同支店は、申立期間直後の昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が保管している資料に、「本店在籍D出張員」と記録されている申立人を含む8人について、その年金記録を確認したが、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年4月1日に全員が資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和37年4月1日、B社における資格喪失日は39年1月5日、C社における資格喪失日は41年11月19日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年9月から37年3月までを1万円、38年12月を3万3,000円、41年7月から同年10月までを2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月から35年1月5日ごろまで
② 昭和36年9月から37年4月1日まで
③ 昭和38年12月25日から39年1月5日まで
④ 昭和41年7月15日から同年11月19日まで

私は、昭和32年2月からA社で働きはじめ、45年7月14日に退職するまで同社で運送の仕事をしていた。同社は、B社、C社、D社と会社名を変更しながら、その都度、厚生年金保険制度に脱退、新規適用を繰り返しているため、そのつなぎ目の期間が空白となっている。

しかし、その期間も継続して厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立てに係る事業所は、昭和35年1月5日にA社として新規適用、36年9月1日に全喪、37年4月1日にB社として新規適用、38年12月25日に全喪、39年1月5日にC社として新規適用、41年7月15日に全喪、同年11月19日にD社として新規適用し、現在に至っている。

しかし、申立人の同僚及び事業主の証言によると、申立てに係る事業所は、申立期間についても事業を継続して行っており、申立人は、申立てに係る事業所に昭和35年1月5日から45年7月14日まで継続して勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間③については、昭和39年3月9日に出生した申立人の長男の被扶養者資格記録、育児手当金及び配偶者分娩費の支払記録が記載されるとともに、社会保険庁に対する資格喪失届の進達が生全喪日（38年12月25日）から約4か月後の39年4月30日に行われたこと、申立期間④については、事業所の全喪日（41年7月15日）以降の同年10月に標準報酬月額の時改定が行われるとともに、社会保険庁に対する資格喪失届の進達が生全喪日から約5か月後の同年12月5日に行われたことが確認できることから、申立期間③及び④に係る全喪及び資格喪失の記録は、さかのぼって訂正されたものと認められる。

一方、申立期間②については、全喪及び資格喪失の記録がさかのぼって訂正されていることが確認できる資料は無いものの、事業所の全喪日（昭和36年9月1日）以降の同年10月に標準報酬月額の時改定が行われたことが確認できるとともに、申立期間③及び④に係る全喪及び資格喪失の記録がさかのぼって訂正されていることから判断して、申立期間②についても全喪及び資格喪失の記録がさかのぼって訂正されたものと推認される。

しかし、当該訂正処理前の記録から、全喪時点において申立ての事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、申立期間②、③及び④に係る被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、申立期間②については昭和37年4月1日、申立期間③については39年1月5日、申立期間④については41年11月19日であると認められる。

また、申立期間②、③及び④の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和36年9月から37年3月までを1万円、38年12月を3万3,000円、41年7月から同年10月までを2万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和35年1月5日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 24 日から同年 11 月 24 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和 45 年 10 月 24 日から同年 11 月 24 日までの記録が無いとの回答をもらった。
昭和 37 年 3 月 5 日に入社し、平成 15 年 6 月 4 日に退職するまでの 41 年 2 か月間ずっとA社に勤務してきた。1 か月間空白になっている期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出したDカード、社会保険事務所から事業所への質問に対する回答及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年11月24日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A社健康保険組合における資格得喪日が昭和45年11月24日となっていることを理由として厚生年金保険料の納付を行っていたものと主張するが、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月15日まで

私は昭和19年3月に高等女学校を卒業後、同年4月1日からA社に勤務し、20年8月15日をもって同社を退社した。一緒に働いていた友人等は、A社での加入記録があり、年金を受給しているが、自分にだけ記録が無いことに納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存している入職者名簿から、申立人が同社に昭和19年3月20日から女子挺身隊として勤務していたことが確認できるとともに、同僚二人の証言から、申立人が同社を昭和20年8月15日に退職したことが推認できる。

また、申立人と同日にA社に入社し、申立人と同様に女子挺身隊として働いたとする同僚二人は、申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人と申立人が記憶する同僚14人について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳索引票とA社が保管している入職者名簿の記録がほぼ一致していることから、当該事業所は、厚生年金保険制度発足時に申立人及び同僚14人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

加えて、社会保険事務所には、厚生年金保険制度発足当時の被保険者名簿は保管されておらず、現在保管されている同名簿は、後日書き換えられたもので

あり、事由は不明であるが、欠番が非常に多いものとなっている同名簿は、完全な記録とは言い難いことから、社会保険事務所における年金記録に係る管理は不適切であったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和19年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、資格喪失日については、事業主は、記録の保存が無く不明としているが、申立期間に被保険者記録の存在する複数名の同僚の記録から、昭和20年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿に記載のある申立人と同日に資格取得をした同年の同僚の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月11日に、資格喪失日に係る記録を同年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月11日から同年10月2日まで

私は、前職であった会社の次長の紹介で、申立期間にA社に正社員として入社した。厚生年金保険記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社後継会社であるB社が申立人に交付した人事記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社後継会社であるB社は「当時、A社では、すべての社員を厚生年金保険に加入させていた。申立人は正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入させるべき身分であった。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る人事記録及び同僚の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出

を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年4月から同年9月までの保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年4月8日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月20日から23年2月1日まで
② 昭和25年3月31日から同年4月8日まで

私は、昭和22年3月に旧制中学校を卒業してすぐにA社に入社し、59年に退職するまでグループ内での転勤はしたが、継続して同社に勤務したので、厚生年金保険の空白の期間があることは納得できない。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の人事記録及び在職証明書から、申立人が昭和22年3月20日に入社し、申立期間①において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社に申立人と同期入社した同僚7人は、配属された事業所ごとに厚生年金保険の資格取得時期が相違しており、各人が入社から2か月から2年の間は厚生年金保険に加入していなかった状況がみられる。

さらに、社会保険庁の記録上、A社B支店は申立期間①以後の昭和23年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、上記の同僚からは、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、A社の人事記録、厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和25年4月8日にA社B支店から関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年2月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年10月1日に、同社C本店における資格取得日に係る記録を昭和30年10月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和16年12月から19年6月1日まで
② 昭和21年3月1日から23年10月1日まで
③ 昭和30年9月27日から同年10月15日まで
④ 昭和31年2月25日から同年6月1日まで

昭和16年12月から31年5月までA社で勤務していた。D支店及びB支店では支店長として勤務していたこともある。途中で退職することなく、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和16年12月から19年6月1日までを申立期間としているが、申立人の妻が「夫は、工場作業員ではなく事務方の仕事をしていた。」と証言していること、及び当時の女子及び一般職員に係る厚生年金保険制度の運用開始時期は19年10月であることから、当該運用開始前の期間である申立期間①は、申立人が厚生年金保険の被保険者となることのできない期間であったと認められる。

2 申立期間②について、同僚の証言から、申立人がA社で勤務していたことは推認できるが、当該期間について、申立人には厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連書類の保存は無く、当時の事業主等も既に他界していることから、申立人に係る保険料控除について証言を得ることはできない。

さらに、A社D支店の複数の同僚は、申立人と同様に昭和23年10月1日に被保険者資格を取得しており、それ以前の期間に同社での加入記録は無いことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無い。

また、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連書類の保存は無く、当時の事業主等も既に他界していることから、申立人に係る保険料控除について証言を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③について、当時の同僚は、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に同社B支店から同社C本店へ転勤した旨を証言している。

また、A社の後継会社は、当時の資料は保管されていないとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立期間以外の申立人に係る同社における事業所間異動の日付は、おおむね1日付けで行われていることから、同社B支店から同社C本店への異動日は、昭和30年10月1日であったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該人事異動の前後を通じて、A社B支店及び同社C本店に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を喪失及び取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和38年1月16日であると認められることから、申立期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年5月まで
② 昭和40年5月から同年8月まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にて勤務した。厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管する申立人のA社における被保険者原票によると、申立人は、昭和38年1月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の資格取得日とされている昭和38年6月1日は、当該被保険者原票によると、標準報酬月額の変更新年月日である旨記載されていることから、社会保険事務所における年金記録に係る管理及び処理が不適切であったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人は、昭和38年1月16日からA社に勤務し、事業主は、申立人が昭和38年1月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は申立期間当時にB社が施工した工事現場や工事概要を記憶しており、同社の同僚は申立人が申立期間に勤務していたこ

とを記憶していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人について、B社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の関連資料等を確認することができず、かつ、当時の事業主から証言を得ることもできない。

加えて、申立期間のB社に係る社会保険事務所の被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 1 月に A 社を退職して郷里に帰省したが、同年 6 月ごろから 9 月ごろまでの 4 か月間ほど大病で入院していたので脱退手当金の手続をすることはできなかった。A 社を退職するとき、退職金は無く、脱退手当金の説明も無かった。以上のことにより、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者名簿に記載されている受給資格を満たしている女性被保険者 12 人のうち、脱退手当金の支給を受けている者は 5 人と少なく、また、女性の受給資格者のうち 5 人は、いずれも「会社から脱退手当金の説明は無かった。脱退手当金を受け取ったことは無い。」と事業主による代理請求を否定していることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の B に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、未請求となっている被保険者期間は、中学校を卒業後、当該中学校の推薦で就職し、約 1 年間勤務した事業所であることから、申立期間のみを請求し、未請求となっている被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立人の同僚で、脱退手当金の支給を受けている 5 人のうち 4 人は脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示があるが、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には「脱」の表示は無い。

加えて、申立人は、「脱退手当金支給手続をしたとされる昭和 34 年 5 月ごろ

から同年9月ごろまで、大病を患い入院していたので、脱退手当金の手続をできる状態ではなかった。」と証言しているところ、この証言は当時の状況を具体的かつ詳細に説明するものであり、申立人の夫（当時は未婚）と姪は、「申立人が大病を患い4か月ほど長期の入院をしていたのでお見舞いに行った。」と証言していることを踏まえれば、申立人の脱退手当金を申請していないとの主張には、信憑性が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
昭和36年4月から39年3月までの保険料については、区役所からの集金人に納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。
保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の元夫は既に死亡しており、当時の状況をうかがい知ることはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和39年12月であり、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものとみられ、この時点では、申立期間のうち36年4月から37年9月までの国民年金保険料は時効のため、納付することができない。

さらに、申立人は申立期間の保険料をA市B区役所の集金人に毎月納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を基準にすると、申立期間の保険料は過年度保険料となり、同市では、集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っておらず、3か月ごとに保険料を徴収する集金人（国民年金推進員）の戸別訪問制度が開始されたのは、昭和37年11月からであるとしていることから、申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人は申立期間において夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人の元夫も申立期間については、未納となっている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年11月までの期間、55年1月から58年7月までの期間、59年4月から60年8月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年11月まで
② 昭和55年1月から58年7月まで
③ 昭和59年4月から60年8月まで
④ 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和38年3月に初めて国民年金に加入してから、厚生年金保険に加入していた期間を除き60歳になるまで、ずっと国民年金に加入し保険料を納付しており、その後も65歳まで加入し保険料を納付してきた。特に申立期間②、③及び④についてはA市に転居後の期間で、私は美容師として仕事をしており収入があり、夫も会社員であったため納付は困難ではなく、国民健康保険の保険料の支払の際と一緒に銀行で納付していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格喪失の記録欄には、申立期間①の始期である昭和43年5月、申立期間②の始期である55年1月及び申立期間③の始期である59年4月に申立人が国民年金の被保険者資格を喪失していることが記載されており、申立人はこれら期間において国民年金に未加入であったものとみられる。

また、申立期間④については、申立期間③の始期である昭和59年4月から61年3月までの連続した国民年金未加入期間であったものが平成14年6月に厚生年金保険の加入記録（昭和60年9月の1か月間）が追加・補正されたことによりできた期間であり、申立期間④においても申立人は国民年金に未加入

となる。

さらに、これらのことは社会保険庁の記録とも符合する上、申立期間の大半は申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であり、申立人の国民年金加入は任意加入であったことからしても申立人の記録に不自然な点はみられないほか、申立人は申立期間以外にも未納期間が散見される。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの期間、同年5月から59年1月までの期間、63年2月から同年5月までの期間、同年7月から平成元年2月までの期間及び3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から58年3月まで
② 昭和58年5月から59年1月まで
③ 昭和63年2月から同年5月まで
④ 昭和63年7月から平成元年2月まで
⑤ 平成3年8月

私は、平成7年3月ごろ、A町役場へ国民年金と国民健康保険の手続に行った際、職員から国民年金について申立期間の未納を指摘された。その時、約10万円程度支払ったのに、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月ごろにA町役場で申立期間の国民年金保険料の未納を指摘されたとしているが、この時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、この時期は特例納付実施期間ではなく、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料合計額は17万4,150円であり、申立人の主張する10万円程度の金額とは乖離する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から57年3月まで

申立期間のうち、20歳以降、A市からB市C区に転居する昭和44年7月までの間については、20年ほど前に亡くなった父親から「年金はきちんとやってある。」と聞いており、国民年金保険料は納付してあるはずである。

その後、昭和57年に実家のあるA市に戻るまでの間は幾度か転居しているが、保険料は勤めていた会社で給与から天引きして納付してくれていたはずである。申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達に伴う国民年金被保険者資格取得手続及び昭和44年7月にB市に転居するまでの保険料の納付については関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親も既に亡くなっているほか、申立人の母親からも事情聴取したが、申立人の父親が申立人の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせなかった。

また、申立人は、申立期間のうち昭和44年7月の転居から57年9月に実家のあるA市に戻るまでの期間については、当時、申立人が勤務していた会社が給与からの天引きにより申立人の保険料を納付していたとしているが、転居の都度、国民年金に係る手続を行った記憶は明確ではないほか、この間、申立人は自身の保険料の納付について、会社に対して代行を依頼したことも無ければ、納付書を見たことも無いとしており、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和57年9月であり、このころ申立人は国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるが、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付で

きないほか、同時点で時効に到達していなかった期間(55年7月から57年3月まで)については過年度保険料として納付することは可能であったが、申立人は申立期間についてさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から53年3月まで

私は、昭和53年3月に大学を卒業し、翌月、A市B区の実家に転居した。その後、国民年金に加入するよう通知が届いたので、区役所で加入手続きを行い、同年4月分から区役所で保険料を納付し、年金手帳も受領した。

その後、昭和54年4月から同年6月ごろに、2回ほど申立期間の保険料を納付するよう催促状が区役所から届き、父親が援助すると言うので、同年6月ごろにB区役所で20万円余りを納付した。その際、領収書の代わりに新しい年金手帳をその場で手渡され、古い年金手帳は回収された。その新しい年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和50年7月21日」と記入されていたが、61年12月に氏名変更等の手続のためB区役所に行った際に、「昭和53年4月1日」と書き換えられたのを覚えている。

保険料の納付の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年に国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年6月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄は、修正時点は不明であるが、申立人の説明のとおり、「昭和50年7月21日」から「昭和53年4月1日」に修正されている。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、資格取得日は当初から昭和53年4月1日と記載されており、後日に修

正した形跡は認められない。

以上のことから、申立人の国民年金資格取得届手続は昭和 54 年 6 月ごろに行われたものと推認され、このことは、昭和 53 年度分の保険料が 54 年 8 月に過年度納付された記録があることとも符合する。

さらに、少なくとも、当該資格取得届が社会保険事務所に進達された時点では、申立人の資格取得日は昭和 53 年 4 月 1 日とされていたものと考えられることから、これ以前の期間である申立期間は無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間は学生で任意加入対象者であったが、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

その上、申立人は、昭和 54 年に申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしていることから、その納付方法は第 3 回特例納付以外には無い。

しかし、第 3 回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の額は約 11 万円であり、申立人が主張する額（20 万円余り）とは著しく異なるほか、A 市 B 区役所では国庫金（特例納付保険料等）は取り扱っていなかったとしており、区役所で申立期間の保険料を納付したとする申立人の説明と矛盾する。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年2月まで

昭和43年5月に勤務先を退職後、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。毎月、母親に食費等（国民年金の保険料額は不明）を渡していた。地区の集会所で区長さんが税金、国民健康保険料、国民年金保険料などを取りまとめて集金していた記憶がある。母親が国民年金の話をした際のことは姉も覚えており、国民年金に加入し保険料を納付していたと聞いている。事実が確認できる領収書等はないが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその母親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年3月にA市で払い出されており、申立人が申立期間当時に居住していたB町で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続きは46年3月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の国民年金資格取得日は当初から昭和46年3月20日と記載されており、それ以前の期間である申立期間は無資格期間であることから、加入手続き後に申立期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年4月まで

会社を退職直後の昭和37年10月ごろ、A市（現在は、B市C区。以下同じ。）から国民年金に加入しなければならないと言われ、自宅に同市の集金人が訪れ、私が加入手続を行い、その時に国民年金手帳を受け取った覚えがある。加入後は自宅に毎月訪れる集金人に、同居していた私の母親が、私の保険料、又は私たち夫婦分の保険料を納付してくれていたはずなので、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は自らが行ったが、申立期間の保険料の納付は、その母親が行ったとしており、申立人の母親が死亡しているため、保険料納付の状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年1月下旬から同年2月初旬までに、B市C区から申立人に払い出されたことが確認でき、申立期間当時に、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は、40年1月から同年2月までに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金資格取得日は昭和40年1月30日で、これ以前の期間である申立期間は無資格期間であり、申立人の国民年金加入手続が行われた後に、申立期間の保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時、その母親が申立人の元の妻の国民年金保険料も納付していたかもしれないと述べている。しかし、社会保険庁の記録で

は、申立人の元の妻は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間当時は国民年金に未加入で、申立人と同様、昭和40年1月から保険料を納付していることが確認できる。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月及び同年5月

私は、A社を退社後、B市の会社に勤めたがすぐに倒産した。その会社は厚生年金保険に加入しておらず、父親が私の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその父親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人の国民年金資格取得日は昭和48年4月16日と記録されており、申立期間について資格を取得した記録は確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市で昭和48年4月にその妻と連番で払い出されており、申立人は、同市から住民登録を異動したことは無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和48年4月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入である上、資格取得日も同年4月18日となっていることから申立期間は無資格期間であり、申立人の父親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から53年4月まで

夫の勤務先が倒産し、A社に吸収合併されたため、将来が不安になり、夫の勧めもあって、昭和47年7月ごろに国民年金に任意加入した。B市役所で加入手続きを行い、毎月、確実に納付書により保険料を納付していた。

また、昭和48年にC市に転居した後も、D区役所で手続きを行い、引き続き納付書により郵便局で保険料を納付していた。領収書は処分してしまい、保険料の納付の事実が確認できる資料は無いが、確かに納付していた記憶があるので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月ごろにB市で国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年5月18日に同市で払い出されており、申立期間当時に、同市又は申立人が転居して国民年金の手続きを行ったとするC市D区で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B市の検認状況表によれば、申立人が初めて国民年金保険料を納付したのは、昭和53年5月18日であり、国民年金手帳記号番号の払出日と一致する。

さらに、申立人が受領した記憶のある年金手帳は、現在所持している2冊のみであるとしている。これらの年金手帳のうち1冊には、「初めて被保険者となった日」は昭和53年5月2日で、その資格は任意加入と記載されており、ほかの1冊は厚生年金保険の記載のみで、国民年金についての記載は無い。

以上のことから、申立人が初めて国民年金の加入手続きを行ったのは昭和53年5月であったと推認され、申立期間当時は未加入であり、保険料を納付する

ことはできなかつたと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者で、申立人は任意加入対象者であり、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することはできない。

その上、申立人は、申立期間当時、B市において、毎月、納付書により国民年金保険料を納付していたこと、C市D区においては、毎月1万円の保険料を納付していたことなどを説明している。

しかし、B市では、1か月ごとの納付書の使用開始は昭和61年4月からであることが確認でき、申立人の説明と矛盾するほか、申立人がC市D区に居住していた当時(昭和48年度から52年度まで)の保険料は月額550円から2,200円であり申立人の記憶と著しく相違する。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年9月まで

私の国民年金の加入手続は私か妻が行った。申立期間の保険料は、金額は分からないが、妻が、A市役所の窓口かB銀行C支店で納付したと記憶している。妻の当該期間に係る納付記録はすべて納付済みとなっており、また、自分の納付記録では申立期間の最終月の翌月の1か月は納付済みとなっていることから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料を納付書により金融機関で納付したはずであるとするのみであり、納付したとする保険料の額などの具体的な記憶は不明確である。

また、申立人は、申立期間の直後の昭和59年10月分の国民年金保険料が納付されていることから、申立期間の保険料も納付されていたと主張している。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、昭和59年10月分の保険料は過年度納付されていたことが確認できることから、同月分の保険料が納付されていることをもって申立期間の保険料が現年度で納付されたとは推認できない上、申立人の妻は、社会保険事務所から納付書が送付された記憶は無いとするなど、過年度納付の事実と記憶が相違しており、申立期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その妻の申立期間の国民年金保険料が納付済みであることから、申立人の保険料も納付されていたはずであると主張しているが、申立人の妻は申立期間の保険料を口座振替で納付したことが確認でき、納付書により納付したとする申立人とは納付方法が異なることから、申立人の妻が納付済みであることをもって、申立人の保険料も納付されていたものと推認すること

はできない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から50年9月まで

私は、昭和50年10月に婚姻するまでA市にある店に住み込みで働いていた。20歳になった44年8月ごろ、同市役所から店へ国民年金の加入勧奨のはがきが届いたので、加入時期の記憶は無いが同市B支所で加入手続きを行った。その後、婚姻するまでの間、毎月、私が国民年金手帳と現金を持って同支所へ行き保険料を納付し、国民年金手帳に領収印をもらっていた記憶がある。この国民年金手帳は紛失してしまったが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、国民年金手帳をA市B支所へ持参して保険料を納付していたと主張しているが、同市へ申立期間当時の保険料収納状況等を照会したところ、申立期間当時において保険料は3か月単位で収納されていた上、申立期間の途中である昭和45年11月に発行されている同市広報紙によれば、被保険者の国民年金手帳はすべて同市役所で保管するとされていることから、申立人の記憶と一致しない。

また、申立期間当時の申立人の元雇用主に申立期間当時の申立人等を含めた保険料納付状況を聴取したが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがえる事情は見いだせず、申立期間当時の申立人の同僚からの聴取は、申立人からの協力が得られなかったため、これを行えなかった。これらのことから、申立人の申立期間における保険料納付状況は全く不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月11日にA市で払い出され、婚姻日である同年10月14日を資格取得日として任意加入している。申立人が所持する制度共通の年金手帳(49年11月以降使用のもの)を見ると、

「初めて被保険者となった日」と「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」には、社会保険庁の記録と同日の50年10月14日が記録され、「被保険者となった日」欄には同市の処理庁印も押されている上、被保険者種別も社会保険庁の記録と同様であることから、国民年金手帳記号番号払出しの時期と年金手帳の種類などが一致する。

加えて、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について国民年金へ加入していなかったと推認され、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

その上、社会保険庁の資料によれば、申立期間当時、A市では、ほとんどの地域において自治区内の納税組合が保険料を集金していたことが確認できる上、同市は、申立期間当時にB支所において保険料の収納業務を取り扱っていたことを裏付ける資料は無いと回答していることから、同支所において保険料収納業務が行われていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、昭和59年12月に国民年金に任意加入し、納付した保険料の金額についての記憶は無いものの、私がA市B区役所の窓口で、二人の子供の分と併せて毎月だったと思うが継続して納付していた。このため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保存している納付データ明細表（記号番号順）によれば、申立人の昭和59年12月分とその長男の同月分及び長女の同年10月から同年12月までの分、並びに申立人、その夫、長男及び長女の60年1月から同年3月までの分及び同年4月から同年6月までの分は、それぞれ同一日に納付されていることが確認できる。

しかし、これらの納付場所はすべて銀行であり、区役所や区役所内の銀行派出所ではなく、申立人の申立期間に納付済みとなっている申立人の長男及び長女の納付場所も銀行となっていることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人には申立期間当時の保険料額についての記憶も無い。これらのことから、申立人の申立期間の納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人の夫は、申立人が昭和59年12月1日を資格取得日として国民年金に任意加入した時点では、厚生年金保険被保険者であったことから、申立人が国民年金に任意加入したことについて不自然な点は認められない。

加えて、申立人の夫は、厚生年金保険加入資格を昭和60年1月15日に喪失し、同年1月25日を資格取得日として国民年金に任意加入しているが、この時点で厚生年金保険に20年以上加入していたことから、旧国民年金法（61年

3月末まで適用)の規定により国民年金に加入するには任意加入となることとされ、その配偶者の国民年金加入についても同様に任意加入とされていることから、申立期間について申立人が任意加入期間となっていることについても不自然な点は認められない。その後、申立人の夫は60年7月1日の厚生年金保険被保険者資格取得により、国民年金の資格を喪失している上、申立人が所持する制度共通の年金手帳にも資格喪失日として同年7月1日が記録され、B区の処理庁印が押されていることから、申立人は申立期間の資格喪失手続きを行ったものと推認される。このため、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

その上、申立人は、昭和61年4月から国民年金第3号被保険者となったが、社会保険庁の記録によれば、この手続きが行われたのは63年2月であり、申立人には、この手続きの記憶は全く無い。仮に申立人が申立期間において国民年金に任意加入していたとした場合、61年3月以前に社会保険庁から申立人へ第3号被保険者手続きをするための現況届書が送付されているはずであり、手続きが約2年も遅れることは無いと考えられる。このため、申立人は申立期間について国民年金に未加入であったと推測される。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い上、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月までの期間、9年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から6年2月まで
② 平成9年11月及び同年12月

私の申立期間①及び②の国民年金加入手続や保険料納付については、母親が行っていることから詳細は分からないものの、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続や保険料納付について関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親も「思い出せない。」「申立人が手続をしたかもしれない。」と述べるなどその記憶は極めて不確かであり、このため、申立人の申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況等については、全く不明である。

また、申立期間はいずれも申立人が短期間、厚生年金保険の資格を喪失していた期間であるが、同じく厚生年金保険資格喪失後である平成12年4月1日付けの国民年金加入について、申立人に対し2回にわたり加入勧奨を行っていた形跡が認められ、申立人の国民年金加入手続に係る意識が高かったとは認め難い。

さらに、申立人が所持する制度共通の年金手帳を見ると、初めて被保険者となった日が平成12年4月1日であり強制加入と記録されている。これらのことから、申立人は申立期間について国民年金へ加入していないこととなり、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年10月まで

私の国民年金については、婚姻後の昭和46年9月分まで母親が保険料を納付してくれていた。婚姻する時に母親から国民年金手帳を手渡され、これからは自分で手続きして納付するように言われた。このため、同年6月にA市に転居し夫と同居していたが、入籍直後の同年7月ごろに、私が国民年金手帳を持って同市役所へ行き手続きをした。申立期間当時のこの国民年金手帳は、その後、再転居した時に紛失してしまったものの、自宅近くの郵便局で保険料を納付書で納付していた記憶があるので、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には申立期間に納付したとする国民年金保険料額についての記憶は無い上、申立人は申立期間当時、国民年金手帳を申立人自身で保管し、保険料は郵便局で納付したとしているものの、申立期間当時、A市では国民年金手帳は市役所が保管しており、申立人の主張と相違する。

また、申立人は婚姻後に国民年金手帳を持ってA市役所へ手続きに行ったとしている。

しかし、社会保険庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和47年1月19日に46年6月20日を変更年月日として、当時申立人が居住していたB市からA市へ職権で住所が変更され、B市を管轄するC社会保険事務所からA市を管轄するD社会保険事務所へ移管が行われている。これについては、転入事実無し(台帳上の氏名が変更されていなかったことに起因している可能性がある)として取り消され、その後、51年10月12日に再度、A市に住所が変更され、再度、C社会保険事務所からD社会保険事務所への移管が行われ

ているが、これらのことから、申立人が婚姻時にA市役所で国民年金関係手続を適切に行っていなかったものと考えられ、申立人に納付書が発行されたとは考え難く、申立人が同市で国民年金保険料を現年度納付したとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に昭和42年11月ごろと49年11月に払い出された国民年金手帳記号番号（これらの国民年金手帳記号番号に係る納付記録は、52年1月に1回目の国民年金手帳記号番号に統合されている。）以外に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から47年3月まで

私は昭和41年3月ごろからA市B区の店に足かけ9年間住み込みで働いていた。20歳になった時、雇用主から老後のために国民年金に加入した方がよいと言われたため加入したと思うが、加入手続に行った記憶は無い。毎月、女性の集金人が店に来たので、300円ぐらいの保険料を納付した記憶がある。このため、申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には国民年金加入手続に行った記憶は無い上、保険料納付について、毎月、女性の集金人に保険料として300円ぐらいを納付したと主張としている。

しかし、申立人に加入を勧めた元雇用主も亡くなっており、その妻に申立期間当時の申立人の加入状況及び納付状況を聴取したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

また、申立期間当時の保険料収納方法は印紙検認方式であるものの、その頻度は3か月に一度であり、申立人の記憶と異なることから、申立人の申立期間の国民年金加入や保険料納付に関する状況は全く不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和47年9月7日であり、42年7月11日を資格取得日として強制加入しているが、払出日を基準とすると、申立期間のうち45年6月以前の保険料は時効により納付することはできないこととなる。申立期間のうちの残りの期間については過年度納付が可能であるが、申立人には過年度納付の記憶が無いことから、これも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から60年9月までの期間、61年3月から62年2月までの期間、62年10月、同年11月、63年7月から平成3年9月までの期間及び4年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から60年9月まで
② 昭和61年3月から62年2月まで
③ 昭和62年10月及び同年11月
④ 昭和63年7月から平成3年9月まで
⑤ 平成4年5月から同年7月まで

私は、元夫が転職したためA市B区役所へ国民健康保険加入の相談に行った際、国民年金加入を勧められたため、夫婦共に加入し、国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に区役所の窓口で納付していた。

また、昭和61年4月から62年2月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間は申請免除期間とされているが、免除申請した記憶は無く、保険料を納付していた。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録によれば、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和61年6月24日に払い出されている。この時点を基準とすると、申立期間①のうち、59年3月以前の保険料は時効により納付できないこととなる。

また、申立期間①の残りの期間、及び申立期間②のうち昭和61年3月については、過年度納付が可能であるが、申立人にその記憶は無い上、申立人が保険料を納付していたとするB区役所窓口では過年度保険料は取り扱っていない。

さらに、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和 61 年 3 月については、共に保険料を納付していたとする申立人の元夫も未納、又は国民年金に加入していない期間である。これらのことから、申立人が申立期間①、及び申立期間②のうち同年 3 月について保険料を納付していたとは考え難い。

- 2 申立期間②のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月までの期間、及び申立期間④のうち平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間については、申立人の元夫も申請免除期間である上、社会保険庁及び A 市が保存する申立人の年金記録では、いずれの期間も申請免除期間となっており、その記録に不自然な点は見当たらないことから、申立人がこれらの期間について保険料を納付していたとは考え難い。
- 3 申立期間③は、申立人の元夫が厚生年金保険加入資格を喪失し、再取得したことに伴う申立人の第 3 号被保険者資格喪失と資格取得の間の期間である。この期間の申立人の第 1 号被保険者としての資格取得及び喪失は、平成 8 年 2 月に第 3 号被保険者に係る特例措置の届出（申立期間③後の昭和 62 年 12 月 18 日付けの届出）に伴って行われていることから、この処理が行われた平成 8 年 2 月を基準とすると、申立期間③は時効により保険料を納付することはできない。
- 4 申立期間④のうち平成元年 4 月から 2 年 3 月までを除いた期間、及び申立期間⑤は、共に保険料を納付していたとする申立人の元夫も未納であることから、申立人がこれらの期間について保険料を納付していたとは考え難い。
- 5 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 5 月まで

私は、当時、A社で働いており、勤務時間は午前8時30分から午後5時までで、週に3、4時間の残業をしていた。先輩の名前も覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の同僚及び工場長の証言から判断して、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人側及びA社側にも、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社の事務員の一人は、「当時は、全員加入というわけではなく、入社時に、医者にかかるため保険に入りたいなどと希望した者だけを加入させていたが、手取り優先で保険に加入しない者も多かった。申立人の場合については覚えていない。」と証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間及びその前後の期間(昭和44年3月20日から45年7月24日まで)における健康保険の整理番号(B番からC番まで)に欠番は見られない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和41年5月23日であり、申立人は「申立期間の保険料は、自分で納めていた。」と証言している。

このほか、A社は、昭和45年2月26日に事業所として雇用保険に加入しているが、申立人の加入記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月から26年12月まで
② 昭和27年1月から同年12月まで

証明できるものは何も無いが、厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、申立期間にA社及びB社に就労していたのは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における申立人の複数の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は平成9年7月30日に解散しており、当時の事業主と連絡がとれないことから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実が確認できない。

また、当時の同僚4人は、「3か月から6か月の試用期間があり、本採用になるまでの間は厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②については、B社の直近上位の支店総務課では、「会社が保管する被保険者台帳に申立人の資格取得の記録は無い。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿には、申立期間について申立人に係る加入記録は存在しない。

さらに、申立人が名前(名字のみ)を挙げた上司及び同僚については、当該者を特定することができないため、申立ての事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月から 34 年 4 月まで
② 昭和 35 年 5 月から同年 10 月まで
③ 昭和 40 年 12 月から 42 年 5 月まで

申立期間に、A社、B社及びC社に勤務していた。厚生年金保険、健康保険及び雇用保険にも加入していた記憶があり、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。就労していたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の現在の事務担当者は、「50年以上前のことであり、当時の人事関係の資料等を保存していないため、何も分からない。」と回答しており、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番も見られない。

申立期間②については、B社は平成 15 年 8 月 1 日に全喪しており、当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡していたり、名前が不明のため、申立ての事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

申立期間③については、雇用保険の記録により、申立人が、昭和 41 年 10 月 7 日から 42 年 4 月 10 日まで勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は平成 12 年 7 月 26 日に全喪しており、事業主が既に亡くなっているため、申立ての事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健

康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が、当時の上司及び同僚として数名の名前を挙げたものの、当該者を特定できないため、証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から同年 4 月 5 日まで
(A社)
② 昭和 41 年 10 月 30 日から 42 年 1 月まで
(A社)
③ 昭和 42 年 2 月から同年 6 月 1 日まで
(B社)
④ 昭和 42 年 12 月 19 日から 43 年 12 月まで
(B社)
⑤ 昭和 43 年 1 月から 45 年 1 月 1 日まで
(C社)
⑥ 昭和 45 年 3 月 9 日から 45 年 4 月まで
(C社)
⑦ 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 5 月まで
(D社)
⑧ 昭和 49 年 8 月 29 日から同年 11 月まで
(E社)
⑨ 昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで
(F社)
⑩ 昭和 62 年 12 月 21 日から 63 年 12 月まで
(G社)
⑪ 平成元年 10 月 31 日から同年 11 月まで
(H社)
⑫ 平成 2 年 5 月 23 日から同年 7 月まで
(I社)

- ⑬ 平成2年8月から同年10月4日まで
(J社)
- ⑭ 平成3年2月から同年3月7日まで
(H社)
- ⑮ 平成13年1月1日から同年8月31日まで
(K社)

私は、上記期間に係る厚生年金保険の加入期間について調査依頼したところ、記録が無いという回答を受けたが納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①及び②について、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①及び②に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、A社は、厚生年金保険健康保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書を保管しており、その記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間①及び②について厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、A社は、雇用保険資格取得及び喪失確認届通知書を保管しており、その記録は申立人の雇用保険記録と一致しており、申立期間①及び②については、雇用保険の記録も確認できない。

加えて、A社によると「当時は試用期間を設けており、社会保険に加入する時期については個別に判断していた。」と回答しており、同社では採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推認される。

このほか、申立てに係る上司、同僚の記憶は明確でなく、周辺事情を調査することができない。

申立期間③及び④について、社会保険事務所におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間③及び④に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、B社によると「当時の資料は保存しておらず、在籍等は確認できない。」との回答である。

さらに、昭和42年11月26日から同年12月18日までの期間については、雇用保険記録が確認できるが、申立期間③及び④については、雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立てに係る同僚は、「申立人がB社に勤務していたが、勤務期

間は不明。」と証言している。

申立期間⑤及び⑥について、L県独自の厚生年金保険の制度開始は、昭和45年1月1日であり、申立期間⑤については、厚生年金保険の制度が無いことが確認できる上、社会保険事務所におけるC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間⑥に申立人の名前は無く、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、C社から提出を受けた在職証明によれば、申立人が昭和44年7月1日から45年3月9日まで勤務していたことが確認できるが、申立期間⑤のうち、43年1月から44年6月30日までの期間及び申立期間⑥については在職が確認できない。

さらに、申立期間⑥については、昭和45年3月10日からM社の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間に、C社において、厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考えられない。

このほか、申立てに係る同僚は、すべて姓のみの記憶で、同人を特定できず、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑦について、社会保険事務所におけるD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、D社によれば、「当時の資料は保存していない。」との回答で、申立人の在籍等が確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和47年3月31日までの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑦について、雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は、同僚、上司の記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑧について、社会保険事務所におけるE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、申立期間のうち、昭和49年9月から同年11月までの期間について、国民年金の納付記録が確認できる。

さらに、E社によれば、「当時の資料は保存していない。」との回答で、申立人の在籍等が確認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和49年8月までの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑧の期間について、雇用保険の記録は確認できない。

このほか、同僚、上司はすべて姓のみの記憶で、同人を特定できず、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑨について、社会保険事務所におけるF社の健康保険厚生年金保険

被保険者原票によれば、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、F社によれば、「当時の資料は保存していない。」との回答で、申立人の在籍等が確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和56年5月1日から56年12月28日までの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑨について、雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は、同僚、上司の記憶が無く、周辺事情を調査することはできない。

このほか、申立期間⑨について、国民年金保険料が納付されている。

申立期間⑩について、社会保険庁におけるG社の健康保険厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、申立期間⑩のうち、昭和63年8月29日以降の期間については、N社の厚生年金保険記録が確認できることから、申立人が当該期間に、G社において、厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考えられない。

さらに、G社は、すでに全喪しており、周辺事情を調査することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和62年12月20日までの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑩について、雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立てに係る同僚は、「申立人がG社に勤務していたことは間違いないが、勤務期間については記憶が無い。」と証言している。

申立期間⑪について、社会保険庁におけるH社の健康保険厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、H社から提出を受けた厚生年金保険の加入証明書によれば、厚生年金保険の期間は社会保険庁の記録と一致しており、申立期間においては厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、申立期間⑪において、国年年金の申請免除をしていることが確認できることから、申立人が免除申請の手続をしたものと推認され、当該期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考えられない。

加えて、厚生年金保険被保険者記録が確認できる平成元年10月30日までの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑪について、雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人は、同僚、上司の記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑫について、社会保険庁におけるI社の健康保険厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人の名前は無く、社会保険事務所の手続に不自然さは

認められない。

また、I社から提出を受けた厚生年金保険の加入証明書によれば、厚生年金保険の期間は社会保険庁の記録と一致しており、申立期間においては厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者記録が確認できる平成2年5月22日までの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑫について、雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は、同僚、上司の記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑬について、社会保険庁におけるJ社の健康保険厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人の名前は無く、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、申立期間のうち、平成2年8月から同年9月8日までの期間について、I社の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間に、J社において、厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考えられない。

さらに、J社から提出を受けた厚生年金基金加入員資格取得届及び喪失届によれば、資格取得日及び資格喪失日は社会保険庁の記録と一致しており、申立期間の記録は確認できない。

このほか、厚生年金保険被保険者記録が確認できる平成2年10月4日からの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑬について、雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は、同僚、上司の記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑭について、社会保険庁におけるH社の健康保険厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人の名前は無く、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、H社から提出を受けた厚生年金保険の加入証明書によれば、厚生年金保険の期間は社会保険庁の記録と一致しており、申立期間においては厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者記録が確認できる平成3年3月7日からの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間⑭について、雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は、同僚、上司の記憶が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間⑮について、社会保険庁におけるK社の健康保険厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無いなど、社会保険事務所の手続に不自然さは認められない。

また、K社から提出を受けた在籍証明書によれば、在職期間は社会保険庁の

記録と一致しており、申立期間の在職は確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者記録が確認できる平成12年12月31日までの期間について、雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間^⑮について、雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立てに係る同僚は、「申立人がK社に勤務しており、その期間は、平成10年4月から12年12月までであった。」と証言している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から29年ごろまで
② 昭和31年ごろから36年ごろまで
③ 昭和37年ごろ

社会保険事務所で厚生年金記録を調べたところ、申立期間については被保険者記録が無かった。

しかし、私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に勤務し、建設工事に携わるとともに、現場監督をしていた。

保険料の控除を証明できる書類は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、26年4月1日から28年10月31日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年11月1日から30年12月1日までの間に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は昭和38年12月1日に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

申立期間②については、当該期間にB社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚5人が「申立人はB社に在籍していた。」と証言しているとともに、同社は、保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「事業所保管の名簿」という。)に申立人が昭和34年2月3日に厚生年金保険の資格を取得し、

38年8月31日に資格を喪失した旨の記載が確認できることを理由として、当該期間については厚生年金保険に加入していたと証言している。

しかし、社会保険事務所の記録によると、事業所保管の名簿でB社の厚生年金保険の被保険者とされている期間のうち、昭和38年4月はD社、同年5月から7月までの期間はE社、同年8月はF社における被保険者であることが確認できることに加え、事業所保管の名簿の健康保険整理番号の順番と資格取得年月日の順番が一致していないことから、事業所保管の名簿に申立人に係る記載があることをもって、申立人が当該期間に厚生年金保険に加入していたとは認め難い。

申立期間③については、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のすべて(昭和34年4月1日から37年12月1日までの資格取得者8人)を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、C社は昭和38年6月18日に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、このほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで

私は、昭和52年5月31日にA社を退職したが、社会保険事務所で「厚生年金保険の加入期間が232か月なので、第四種被保険者として8か月分の厚生年金保険料を納付して240か月にした方が有利。」と言われたので、8か月分の厚生年金保険料を一括して納付した。

平成19年6月に年金記録が社会問題となったため、自分の記録を確認したところ、第四種被保険者として厚生年金保険料を納付したはずの申立期間については納付記録が無いことが分かった。

当時、確かに保険料を納付したので、申立期間を第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が第四種被保険者として厚生年金保険料の納付を行ったとされるB社会保険事務所が保管している第四種被保険者に係る債権管理簿には申立人の納付記録は確認できない。

また、申立人は、厚生年金保険料の納付時期や納付金額を記憶していない。

さらに、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書、家計簿等の資料は無く、ほかに申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 12 月 26 日まで

私は、父が経営するA社に昭和42年3月20日に入社したが、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間を調べたところ、資格取得日が同年12月26日であることが分かった。

しかし、父が経営する会社が、私の厚生年金保険の資格取得を9か月も遅らせるとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している労働者名簿により、申立人が昭和42年3月に同社に入社していたことについては確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和42年12月26日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の昭和41年10月21日から42年12月26日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は昭和42年12月26日に資格取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する。

加えて、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関係資料は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から30年3月1日まで

私は、申立期間にA社においてミシン部品の型抜きと組立てをしていた。当時の現場上司に関する記憶もあり、私と入れ違いで妹も勤務を開始している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該勤務をしたとする期間及び当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における整理番号に欠番は無く、申立人に係る記載内容についても、同社記載の社会保険台帳と一致することから、社会保険事務所の事務手続に不自然な状況は見られない。

さらに、申立期間において、A社における被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立期間当時、同社では3か月から半年間の臨時工の期間を経て本工採用となった旨を証言している。

加えて、申立人が記憶している上司及び同僚は既に亡くなっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 45 年 1 月まで

夫は、A社B支店に入社し勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無く、同僚には記録があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部について、申立人のA社における雇用保険の記録があり、同社B支店の同僚等が申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたものと確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、A社B支店の複数の同僚は、入社後数か月してから厚生年金保険の資格を取得していることがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月から 37 年まで
② 昭和 37 年から 39 年 4 月まで

昭和 36 年 1 月に A 社に入社後 1、2 年ぐらい勤務した。怪我をして入院しているときに同僚に誘われ、B 社 C 作業所に入社した。C 作業所でも 1、2 年勤務し、D 作業所及び E 作業所でも勤務をした。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する A 社の事業内容等が事実と合致すること、及び申立人が記憶する同僚は同社において厚生年金保険の加入記録が存在することから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人が記憶する同僚にも A 社に係る厚生年金保険の加入記録が無い者が存在する上、加入記録のある他の同僚は「申立期間当時、A 社には見習期間があり、自分も入社後 2 年間厚生年金保険には加入していなかった。」旨証言している。

さらに、A 社には申立期間当時の関連資料等の保存が無く、かつ、当時の事業主等は既に他界しており証言を得ることもできない。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の被保険者名簿に整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人が記憶する B 社 C 作業所での上司が実在すること、及び事業内容等が事実と合致することから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、B社にも申立期間当時の関連資料等の保存は無い。

また、B社C作業所で勤務していたとする他の同僚もC作業所での厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、社会保険庁の記録上、申立期間当時、B社C作業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人が勤務したとするB社E作業所、F作業所及び申立人が記憶する上司の加入記録があるG本社のいずれの適用事業所の被保険者名簿(及び原票)にも申立人に係る記録は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 41 年 9 月 26 日まで

私は、申立期間につき、父親と一緒にA社において勤務した。厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚は、正確な期間は不明としながらも、申立人が勤務していたことを覚えている旨証言しており、同社において申立人が勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社の現代表者は、「当時は従業員の厚生年金保険の加入について、必ずしも入社と同時に加入させていなかった。」と証言している上、当時の同僚の被保険者記録について、同社における資格取得日の前に未加入期間が確認できる者が複数存在する。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間についてA社において配送と営業の職務に従事していた。
当該勤務期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚は、申立人の申立期間における同社B営業所での勤務があった旨証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社には、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書が連番で保管されているが、当該資格取得確認通知書によると、申立期間について整理番号に欠番は確認できないことから、申立人に係る資格取得の届出がなされなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 8 月まで

私は、申立期間はA社（店名B社）で正社員として採用され、確かに勤務した。

年金に関しては隙間の無いように注意を払ってきたつもりであり、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社の役員は、関連資料は無く、時期も特定できないものの、申立人が同社に在籍していた記憶がある旨証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、上記役員は、「申立期間においてA社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、年金及び健康保険等は従業員各自で加入してもらっていた。」と証言している。

さらに、申立期間においてA社に係る申立人の雇用保険の加入記録はない。

加えて、社会保険事務所の記録上、A社及びB社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 13 日から 37 年 1 月 31 日まで
私は、A事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無く、納得がいかない。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 共済組合連合会の年金加入期間確認通知書によると、申立人は「昭和36年5月末日から38年2月初日」まで共済組合の加入記録があり、その期間は、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、同僚は「A事業所では入社した職員は、入社日から一定期間臨時職員として厚生年金保険に加入させて、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、正職員として共済組合に加入させていた。」と証言しており、この証言内容は、申立人の主張と合致する。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人はA事業所で昭和35年7月12日から36年5月13日までの10か月間厚生年金保険に加入しており、他の職員も同様に約10か月間厚生年金保険の加入記録があり、資格喪失から約2週間後に共済組合に加入していることが確認できることから、A事業所では、一定期間臨時職員として厚生年金保険に加入した後、正職員として共済組合に加入する制度があったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和36年5月31日から37年1月31日までは共済組合の組合員であり、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 39 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月に中学を卒業し同年 5 月に A 社に入社したが、39 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者になっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 社に在籍していた同僚が、「申立人は、中学を卒業してから A 社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立期間当時に A 社に在籍していた同僚 5 人のうち 3 人は、入社日から 3 年から 6 年後に厚生年金保険被保険者となっている旨を証言している。

さらに、申立人の雇用保険の得喪記録と厚生年金保険の得喪記録が合致しており、申立期間において社会保険事務所が保管する A 社の被保険者名簿及び原票の健康保険番号は連番で欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A 社は平成 5 年 2 月 14 日に全喪し、同社の当時の事業主等も既に死亡しており、申立期間に係る保険料控除及び被保険者資格の取得に関する届出を行ったか否かを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月から同年 4 月まで
② 昭和 32 年 12 月から 34 年 3 月まで
③ 昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月まで

申立期間①について、私は、A社において銅線の絶縁体の検査をしていた。勤務期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私は、B社において電気工事・電線の配線工事をしてきた。勤務期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③について、私は、C社において運送の仕事をしていた。勤務期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(当初、A社について昭和32年から36年まで、B社について36年から38年まで、C社について38年6月から39年4月までの間を各申立期間としていたが、学齢、他社厚生年金保険加入記録及び本人記憶との整合性を図るため、申立人の了承の上、当該期間につき変更を行っている。)

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社において従事したとする作業内容につき、同僚から申立人の主張どおりである旨の確認がとれたことから、同社での申立人の勤務があったことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務手続に不自然な状況は見られない。

2 申立期間②について、申立人がB社の所在地を詳細に記憶しており、同社への通勤経路と主張する内容に不自然さが無いことから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、B社は申立期間後の昭和36年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人がC社の取引先であったと主張する事業所の名称につき、同社から申立人の主張どおりである旨の確認がとれたことから、申立人の同社での勤務があったことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、C社は申立期間後の昭和39年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

- 4 申立期間①、②及び③について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月から25年3月まで

私は、昭和22年5月にA社に入社し25年3月まで勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料の控除については覚えていないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間の一部を含む昭和23年3月31日から26年10月30日までの期間について、B市教育委員会に申立人に係る人事記録があるとともに、C共済組合での加入記録がある。

また、A社に関し申立人が記憶している事業所名及び事業所の所在地には、法人登記が無い。

さらに、申立人はA社の事業主及び上司に関する記憶が曖昧であり、同社の事業主及び上司の所在が確認できず、証言を得ることもできない。

加えて、申立期間において、社会保険庁及び社会保険事務所の記録にも「A社」という厚生年金保険の適用事業所は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 7 日から 58 年 4 月 15 日まで

私は昭和 53 年 7 月 7 日に A 社に入社し、販売の仕事をしていた。提出した源泉徴収票に記載のあるとおり厚生年金保険料を事業主と折半で支払っていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった A 社の源泉徴収票により、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月 20 日から 57 年 12 月 20 日までの期間において、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和 53 年 7 月 7 日から 56 年 12 月 19 日までの期間において、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料の額は申立期間当時の報酬額から算出できる厚生年金保険料と比較して、著しく低額であり、当該金額が申立期間に係る厚生年金保険料であるとは認め難い。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人は昭和 56 年 4 月 27 日に夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立期間において、申立人の A 社における雇用保険の加入記録はない。

このほか、A 社は、申立人の厚生年金保険の加入に関しては資料が無いために不明であるとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 40 年 4 月 8 日まで

私は、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無く、納得がいけない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の業務内容及び同僚の名前を記憶しており、また、昭和39年5月10日に同社における厚生年金保険の資格取得した同僚が「申立人は自分より後に入社し、勤務していた。」と証言していることから申立人は、申立期間の一部について同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者のうち二人は、A社での厚生年金保険の加入記録はない。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A社は既に全喪、解散しており、申立期間当時の書類の保存は無く、上記同僚のほかには証言等を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 12 月 19 日まで
⑥ 昭和 59 年 1 月 21 日から 60 年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

私は、社会保険事務所にて厚生年金保険の被保険者記録を調べてもらったところ、厚生年金保険に加入していた期間が短い事業所と、加入した事実が無い事業所があるとの回答をもらった。申立事業所はすべて、短期契約で入社したのではなく、厚生年金保険料も当然に給与から控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間当時の事務担当者及び同僚の証言により、勤務期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社に申立期間当時の書類の保存は無く、当時の事業主も既に死亡していることから証言を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立期間①において、A社に係る厚生年金保険被保険者原簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したと

は考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立期間当時の同僚の証言により、勤務期間は不明であるが、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所の記録上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間②後の昭和42年10月にB社において他の同僚と連番で払い出されており、同社がこの時期に資格取得手続を行ったことが確認できる。

さらに、B社は既に全喪しており、申立期間当時の書類の保存は無く、当時の事業主も既に死亡していることから証言を得ることはできない。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和41年4月以降は、国民年金保険料を現年度で納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、C社は、申立期間当時の資料の保存が無く、申立人の在籍についても不明としている。

さらに、社会保険事務所の記録上、C社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間において国民年金保険料を現年度で納付しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、D社は既に全喪しており、当時の事業主等の連絡先も不明であることから、証言を得られる者は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録上、D社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間において国民年金保険料を現年度で納付しており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤及び⑥について、申立人はE社における雇用保険の加入記録があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

事実を確認できる関連資料等はない。

また、E社は、「申立人の在籍を確認できる資料の保存は無いが、申立期間当時、一年契約の雇用形態の者も多く存在し、当該契約の者は雇用保険のみ加入し、厚生年金保険の加入は無かった。」としている。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を現年度で納付しており、E社において、厚生年金保険の被保険者記録のある昭和58年12月分については、平成14年11月28日に国民年金保険料が還付となっている上、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 6 申立期間⑦について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、F社は申立期間当時の社員名簿に申立人の記録が無く、在籍について不明としている。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録はない。

加えて、申立人は申立期間において国民年金保険料を現年度で納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 7 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私はA社に平成 7 年 6 月 1 日に入社したが、社会保険事務所の記録では平成 7 年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入したことになる。入社の際、雇用保険の助成金の書類に署名しているので、試用期間を設けるのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存する社員台帳及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間の一部である平成 7 年 6 月 30 日から同年 10 月 1 日までについては同社で勤務していたものと認められる。

しかし、A社が保存する賃金台帳写しにより、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が無かったことが確認できる。

また、A社は、「平成 7 年 6 月 30 日から同年 9 月 30 日は試用期間であったため、厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っていなかった。」旨回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 9 月 20 日まで
③ 昭和 31 年 8 月 23 日から 34 年 1 月 1 日まで

私は学校を卒業後、A社に勤務した。B船とC船には間違いなく乗船していた。C船に乗船していた同僚が、C船の年金を受け取っていると話していた。私も同時期に乗船していたので、船員保険の記録があるはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる（A社は、申立期間前の昭和25年2月1日に適用事業所となり、26年2月1日に全喪し、その後、申立期間後の33年8月1日に再び適用事業所となっている。）。

さらに、当時のA社の代表者は既に死亡していること、及び同社は昭和49年に解散していることなどから当時の関係者から証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 申立期間②について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によると、B船(船舶所有者は、D氏。以下同じ。)は適用事業所(船舶所有者)でなかったこ

とが確認できる(同船は申立期間後の昭和32年3月1日に新規に船員保険の適用事業所(船舶所有者)になっている。)

さらに、B船の事業主は既に死亡しており、保険料控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、C船(船舶所有者は、E氏。)と一緒に乗船していたとする同僚の証言により、正確な期間は不明であるが、申立人が同船に乗船していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、C船は適用事業所(船舶所有者)でなかったことが確認できる(同船は、申立期間後の昭和34年3月1日に新規に船員保険の適用事業所(船舶所有者)になっている。)

また、申立期間③について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無い。

さらに、申立人と同時期にC船に乗船し、同船の船員保険を受給しているとする同僚は、同船の船員保険の加入記録は無く、他の船舶での加入記録が存在する。

加えて、昭和33年からC船に乗船したとする同船の関係者は申立人に関する記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 41 年 12 月まで

昭和 40 年 8 月から 41 年 12 月の間、A社で働いていた。当時の給与明細書等はないが、在職証明があり、就労していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の在籍証明書及び同社保存の面接時のメモ書きから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A社には申立期間当時の関連資料等の保存がなく、かつ、当時の事業主等は既に他界しており証言を得ることもできない。

さらに、他界した代表者が申立人を面接した際に記載したとするメモ書きには「S 40. 12. 2. 受付 臨時」と記載されており、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の被保険者原票について、整理番号に欠番はなく、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 42 年 11 月 26 日まで

私は、A社に昭和38年10月に入社して以来、42年11月25日まで同じ勤務体系で勤務してきたので、全期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(※当初の申立期間は、「昭和 38 年 10 月 1 日から 42 年 11 月 25 日まで」となっていたが、社会保険庁の記録では、申立人に係る A 社の記録が「昭和 38 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで」確認できるため申立期間を変更したものである。)

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間に勤務していたA社の社員等は、「申立人は申立人の叔父とともにA社の仕事を請負で行っていた。」と証言し、さらに社員のうち一人は、「申立人はA社に籍は無かった。」と証言している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 25 日から 42 年 2 月 25 日まで
私は、昭和 36 年 7 月 1 日から 46 年 8 月 21 日まで A 社において継続勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び後継会社の B 社の代表者は、申立人が申立期間に勤務していた記憶がある旨証言していることから、申立人が A 社又は後継会社の B 社に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、上記代表者は、厚生年金保険事務手続について、具体的な記憶が無いとしている。

さらに、社会保険事務所の記録上、A 社は昭和 36 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、かつ、後継会社の B 社は、申立期間以後の 42 年 2 月 25 日に適用事業所となっていることから、申立期間当時、A 社及び後継会社の B 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 25 日から 42 年 2 月 25 日まで
私は、昭和 34 年 9 月 1 日から 56 年 12 月 3 日まで A 社において継続勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。当該期間につき厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び後継会社の B 社の代表者は、申立人が申立期間に勤務していた記憶がある旨証言していることから、申立人が A 社又は後継会社の B 社に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、上記代表者は、厚生年金保険事務手続について、具体的な記憶が無いとしている。

さらに、社会保険事務所の記録上、A 社は昭和 36 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、かつ、後継会社の B 社は、申立期間以後の 42 年 2 月 25 日に適用事業所となっていることから、申立期間当時、A 社及び後継会社の B 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 3 日から 54 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 53 年 7 月に A 社に入社し、55 年 8 月 27 日まで継続して勤務していた。53 年 11 月 3 日から 54 年 5 月 21 日の 6 か月間が空白になっていることに納得できない。事業所間の異動もした覚えが無い。空白期間の 6 か月間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社における申立人の雇用保険の記録があること、同僚が在籍していた旨証言していること、及び申立期間における同社の辞令等が保存されていることにより、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間について、給与振込記録（本人保存の預金通帳）が確認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料等は無く、当該控除額に関する申立人の記憶も不明瞭である。

また、A 社は、当時の関連資料は保存が無く、申立人の同社における勤務状況、厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する届出の有無及び申立期間における給与からの厚生年金保険料控除の有無を確認することができないとしている。

さらに、当時の同僚からも、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票に、被保険者証を昭和 53 年 11 月 8 日に返却し、54 年 5 月 21 日に新たに被保険者となった記載があり、社会保険事務所の事務手続に不自然さはいかたがう。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 4 月 5 日まで

私は昭和 31 年 2 月 1 日に A 社に入社し、34 年 3 月 1 日に退職するまで同社で事務の仕事をしていた。厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。申立期間について、厚生年金保険被保険者とされていないことに納得できない。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、A 社は、申立期間後の水害や火災等により当時の資料の保存は無い旨回答していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、当時の事業主も既に死亡していることから証言等を得ることはできない。

さらに、申立期間当時に A 社の厚生年金保険に加入記録のある同僚等は、申立期間における申立人の在籍については明確な記憶は無い旨の証言をしている。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月
② 昭和 39 年 2 月から同年 9 月まで

私は、昭和 38 年 11 月ごろにA社に入社し、文房具の販売を担当して市内の小中学校をスクーターで回っていた。39 年 9 月ごろ、実家の家業である大衆食堂を引き継ぐために退職したが、入社してすぐに退職した記憶は無く、同年 2 月 29 日付けで資格喪失しているのは納得できない。同年 9 月まで働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、当時のA社の役員は、「申立人がA社に在籍していたことが確認できる関連資料は無く、勤務についても記憶が無い。」としており、同社における厚生年金保険の加入については、「従業員が仕事に就いて定着するまでの見習期間は、保険料を控除していなかった。」旨証言している。

さらに、申立期間②について、この期間についてのみ、在籍期間が申立人と重複している同僚二人は、いずれも申立人がA社に在籍していたか否か記憶が無い旨証言している。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 22 日から 33 年 10 月 21 日まで
② 昭和 33 年 12 月 15 日から 41 年 12 月 21 日まで
③ 昭和 33 年 10 月 21 日から 35 年 10 月まで
④ 昭和 35 年 10 月から 37 年 12 月まで
⑤ 昭和 33 年 12 月 15 日から 37 年 12 月まで

私は、脱退手当金について、請求手続を行ったことも、受け取ったことも無い。

それにもかかわらず、申立期間が脱退手当金の支払期間とされているのは納得できない。

申立期間について、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

A社、B社及びC社の私の被保険者期間も記憶と違うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②の脱退手当金の請求書類として提出された、申立人に係る脱退手当金裁定請求書等が社会保険事務所に保存されている。

また、B社の同僚は、同社の事務担当者から勧められて、脱退手当金を受給したこと、及び脱退手当金請求の事務手続は会社にやってもらった旨を証言している上、申立人及び同僚の裁定請求書には、同社の社印が押印されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求

がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、A社において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、当時のA社の同僚は、申立人は当該期間において同社で勤務していなかった旨回答しており、同社は既に厚生年金保険適用事業所を全喪し、当時の事業主は他界していることから、申立ての事実について証言を得ることはできない。

さらに、申立期間のうち昭和34年10月20日以降は、B社における雇用保険の加入記録が存在する。

加えて、申立人は、2社にまたがって勤務したことは無いと主張しているところ、申立期間③に係るB社及びC社における申立人の被保険者記録が存在する。

このほか、申立期間に係る社会保険事務所が保管する被保険者名簿について、整理番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、A社において、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④について、C社において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、証言を得ることができたC社の同僚は、当該期間において申立人は同社に勤務していなかった旨回答している。

さらに、C社は既に全喪し、当時の事業主は他界している上、元役員は、当時の人事記録等は残っていないと回答している。

加えて、申立期間は、B社における雇用保険の加入記録が存在する。

このほか、申立期間に係る社会保険事務所が保管する被保険者名簿について、整理番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、C社において、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間⑤について、社会保険事務所の記録によると、申立期間を含む昭和33年12月15日から41年12月21日までは、B社における厚生年金保険被保険者記録が存在する。

また、当時のB社の同僚は、申立人が同社において勤務していなかったと主張する昭和36年10月に申立人が同社で勤務していた旨回答している。

さらに、雇用保険の記録でも、昭和34年10月20日から41年12月21日まではB社における加入記録が存在する。

加えて、B社は、昭和54年12月30日に厚生年金保険の適用事業所を全廃している上、当時の事業主は他界しており、証言を得ることができた同社の元役員は、申立人の名前に心当たりはあるが、当時の人事記録等は残っておらず、勤務した期間は覚えが無い旨証言している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②において厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から39年8月1日まで
② 昭和52年6月1日から59年10月1日まで

申立期間①について、私のA社における厚生年金保険に係る資格取得日は、昭和39年8月1日となっているが、同社に係る新規適用時（昭和37年12月1日）からの加入であったはずである。

申立期間②について、私は、年金受給に備えるため、B社の退職に伴い厚生年金保険に第4種加入したが、社会保険事務所が、C社における厚生年金保険被保険者期間につき、脱退手当金支給済期間となっていたことを看過したため、同年金を受けることができなくなってしまった。

本来、第4種加入すべきであった期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票にも欠落は無く、社会保険事務所の事務手続に不自然な状況は見られない。

さらに、申立人の夫はA社の事業主であり、夫の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人が夫の健康保険被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所から申立人に対し、厚生年金保険第4種加入に係る事務処理誤りについての書面の通知があるものの、申立期間における厚生年金保険第4種被保険者に係る厚生年金保険料の納付が確認できないことから、当該書面が存在することをもって、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として申立期間の厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 13 日から 43 年 11 月 21 日まで
申立期間について脱退手当金を支給している旨の回答をもらったが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が勤務していた事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているほか、添付すべき退職所得の源泉徴収票の記載にも不自然さはいかたがえなことを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 1 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえな。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 16 日から 33 年 5 月 13 日まで
平成 20 年 3 月 14 日に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになることが分かった。私は、退職手续をすることなく A 社を無断退職したので、退職金等の一時金はもらっていない、署名や押印は一切していない。
また、脱退手当金を申請したことも無いし、お金も受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、脱退手当金請求手続の時期は退職日に近接しており、かつ、厚生年金保険被保険者資格喪失日及び支給決定日がそれぞれ同一のものも認められることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 10 日から 41 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、脱退手当金をもらった記憶が無いので、脱退手当金支給済期間について、年金額計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金未請求期間については、厚生年金保険被保険者番号が支給済期間に係るものと異なることから、その計算の基礎とすべき期間から欠落したものとうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 20 日から 47 年 6 月 9 日まで
私はA社に勤務したが、脱退手当金の請求をした覚えも、受給した記憶も無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された申立人に係る脱退手当金裁定請求書等が社会保険事務所に保存されている。

また、脱退手当金の請求書類である「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の余白には、「退職金の支払をしませんでした。」と記載があるとともに、事業主・代表者・所在地・電話番号の入ったA社の社印と代表者名の押印があり、当初の事務手続後に、社会保険事務所と事業主との間で協議し適正に事務手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、脱退手当金裁定請求書には、隔地支払の押印があり、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 18 日から 46 年 2 月 18 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認した結果、申立期間については脱退手当金の支払記録があるとの回答であった。
しかし、私は脱退手当金を受け取ったことも、受給手続をした覚えも無い。私の書いた脱退届、支払方法を示し、当該期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には申立人に係る脱退手当金裁定請求書の保存は無いが、申立人が資格喪失した前後に資格喪失した者で、同請求書が保管されているA社B支店の受給者12人の同請求書の事業所名称欄には同社の社名印が押されている。

また、A社の当時の事務担当者及び同僚等は、同社が退職者に希望を確認した上で、脱退手当金の事務手続を行っていた旨証言しており、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る被保険者原簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から35年9月21日まで
私は昭和32年3月1日にA社に就職し、ガソリンスタンドで事務を執っていた。結婚のために35年9月20日に退職したが、脱退手当金は受け取っていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る社会保険事務所が管理する被保険者名簿において、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約2か月後の昭和35年12月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、脱退手当金の受給記録が確認できる同僚二人からは、自ら請求手続を行った旨の証言が得られている。

このほか、申立人から聴取をしても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。